

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第79号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																																	
第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>399,000</td></tr><tr><td>2</td><td>460,000</td></tr><tr><td>3</td><td>523,000</td></tr><tr><td>4</td><td>609,000</td></tr><tr><td>5</td><td>709,000</td></tr><tr><td>6</td><td>810,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	399,000	2	460,000	3	523,000	4	609,000	5	709,000	6	810,000		<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>398,000</td></tr><tr><td>2</td><td>459,000</td></tr><tr><td>3</td><td>522,000</td></tr><tr><td>4</td><td>605,000</td></tr><tr><td>5</td><td>704,000</td></tr><tr><td>6</td><td>804,000</td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	398,000	2	459,000	3	522,000	4	605,000	5	704,000	6	804,000	
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	399,000																																		
2	460,000																																		
3	523,000																																		
4	609,000																																		
5	709,000																																		
6	810,000																																		
号 給	給料月額																																		
	円																																		
1	398,000																																		
2	459,000																																		
3	522,000																																		
4	605,000																																		
5	704,000																																		
6	804,000																																		
2・3 [略]		2・3 [略]																																	
4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号） <u>第6条第1項第10号</u> に規定する指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同号に規定する指定職俸給表8号俸の額に相当する額とすることができる。		4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号） <u>第6条第1項第11号</u> に規定する指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同号に規定する指定職俸給表8号俸の額に相当する額とすることができる。																																	

5・6 [略]

5・6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。